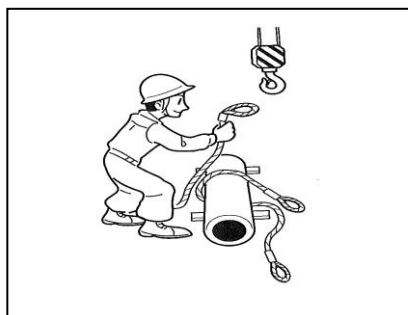


【技能講習】

玉掛け技能講習（15時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第462号)
(登録有効期間満了日：令和9年5月23日)
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館4F
(TEL011-251-0708 FAX011-251-0710)

労働安全衛生法では、制限荷重が1ト以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1ト以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業には、所定の玉掛け技能講習の修了した人でなければ就くことができません。

当協会は、北海道労働局長より登録教習機関としての認可を受け、本講習を実施しております。
なお、受講者が「19時間コース」と合わせて10名程度お集まりの場合には「出張講習」も承っております。
開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格

本講習は、次の受講資格を有する方に対し、講習科目の一部免除により実施します。

- (1) クレーン・移動式クレーン・デリック又は揚貨装置のいずれかの運転士免許を有する方
- (2) 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーンのいずれかの運転技能講習を修了した方

2 講習カリキュラム（学科9時間・実技6時間）

科 目	講 習 内 容	講習時間
学 科	・クレーン、移動式クレーン、デリックおよび揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	1 時間
	・クレーン等の玉掛けの方法	7 時間
	・関係法令	1 時間
実 技	・クレーン等の玉掛け	6 時間
計		15 時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7 時間 ※学科講習修了後に学科試験を行います。
- ・ 第2日目 学科：2 時間
- ・ 第3日目 実技：6 時間 ※実技講習修了後に実技試験を行います。

4 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会まで送付して下さい。

- (1) 受講資格に該当するいずれかの免許証、修了証の写し
- (2) 写 真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（縦3cm×横2.5cm裏面に氏名を記入してください。）
上三分身・正面・脱帽のもので背景無地、頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。
- (3) 受 講 料：25,000円（税込・教本代込）

5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、皮手、作業靴、雨具(防寒具)等を持参してください。

6 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格された方につきましては、後日、当協会より「修了証」を交付します。